

令和5年度公益財団法人東京都歴史文化財団財団本部アーツカウンシル東京の事業に係る
補助金交付要綱

令和5年4月1日

4生文第1179号

(趣旨)

第1 この要綱は、公益財団法人東京都歴史文化財団（以下「財団」という。）に対し、アーツカウンシル東京の運営に関する協定書第5条第2項の規定に基づき、アーツカウンシル東京事業に要する経費の補助を行うために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2 補助の対象となるアーツカウンシル東京事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。事業一覧は別紙のとおり

(補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費とし、次に掲げる経費とする。

- (1) 事業費及び管理費
- (2) 固定資産及び特定資産の取得経費

(補助金の交付額)

第4 補助金の交付額は、次に掲げる額とし、予算の範囲内において補助する。

- (1) 事業費及び管理費から固定資産及び各種引当金に係る費用を差し引いた額から事業費及び管理費に充当した基本財産運用益、事業の実施に伴う収益（受取寄附金及び協賛金を含む。）、雑収益、他会計振替額及び特定資産取崩額を差し引いた額
- (2) 固定資産及び特定資産の取得経費から、収益（受取寄附金及び協賛金を含む。）、雑収益（敷金返戻金を含む。）、他会計振替額及び特定資産取崩額を差し引いた額

(補助金の交付時期等)

第5 この補助金は、財団の事業計画及び事業執行状況に応じて交付するものとし、概算払とする。

2 交付時期は、原則として、四半期ごとの年4回とする。

(補助金の交付申請)

第6 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

- (1) 令和5年度事業計画及び予算書
- (2) 定款
- (3) 印鑑証明書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7 知事は、第6の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、補助金交付決定書（別記第2号様式）により、財団に通知する。

2 知事は、1の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

（申請の撤回）

第8 財団は、第7の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請を撤回することができる。

（補助金の請求）

第9 財団は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、1の請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。

（承認事項）

第10 財団は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（1） 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2） 補助事業の内容を変更しようとするとき。

（3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（変更承認申請）

第11 財団は、第10の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更承認）

第12 知事は、第11の申請を受理した場合において、申請の内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、変更承認書（別記第5号様式）を交付し、承認しないことを決定したときは、通知書（別記第6号様式）によりその旨を通知する。

（状況報告）

第13 知事は、必要があると認めるときは、財団に対し補助事業の実施状況に関する報告書の提出を求め、又は帳簿等の検査を行うことができる。

（補助事業の遂行命令等）

第14 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、財団に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命令することができる。

2 財団が1の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(補助事業の完了時期)

第15 補助事業は、令和6年3月31日までに完了しなければならない。

(実績報告)

第16 財団は、令和5年度終了後速やかに実績報告書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17 知事は、第16の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定書（別記第8号様式）により、財団に対し通知する。

(是正のための措置)

第18 知事は第17の規定による審査の結果、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、財団に対し当該補助事業につき、これに適合させるための処置を採るべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第19 知事は、補助金の交付決定を受けた財団が次の（1）から（3）までのいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に基づく命令に違反したとき。

2 1の規定は、第17の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第20 知事は、第19 1の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 第17により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金)

第21 財団は、第20 1の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、納付した金額が返還を命じた補助金

の金額に達するまでは、その納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第22 財団は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 1の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第23 財団は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 1の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を処分することにより収入があった場合は、知事は、その収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

(帳簿等の整理保管)

第24 財団は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が終了した日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第25 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。